

改正

令和5年6月30日要綱第99号

令和6年3月29日要綱第74号

令和7年3月31日要綱第44号

調布市生活困窮者支援団体活動補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、市内において生活困窮者を支援する団体等の事業における経費の一部を補助することによって、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する者をいう。
- (2) 自立相談支援機関 調布市生活困窮者自立相談支援事業等の実施に関する要綱（平成27年要綱第52号）第2第1項第5号に規定する機関をいう。

第3 補助対象事業

調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たす生活困窮者自立支援団体の事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 市内において生活困窮者を支援する事業を行うこと。
- (2) 生活困窮者の自立に向けた相談、助言等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第4 交付対象者

補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる全ての要件を備えているもの（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 補助対象事業を市内において行っていること。
- (2) 補助対象事業が自治体等からの委託、補助を受けていないこと。ただし、既に自治体等からの委託、補助を受けている事業がある場合でも、補助対象事業とは別の事業であることが分かる場合は、補助金の対象とする。

- (3) 生活困窮者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行っていること。
- (4) 実施計画やプログラム等に基づき、活動が計画的に行われていること。
- (5) 補助対象事業を行うに当たり自立相談支援機関と連携していること。

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する次の各号に掲げる経費で、市長が適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、補助金の交付を受ける会計年度に支出する経費に限る。

- (1) 事業運営に係る職員及び支援員・専門スタッフへ支出する経費（人件費、謝金・交通費、保険料、保健衛生費等）
- (2) 管理運営に要する経費（印刷製本費、家賃、光熱水費、通信運搬費、消耗品費、備品、食材費等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第6 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で、第5に規定する補助対象経費の実支出額と30万円とのいずれか低い額とする。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 市長が定める募集期間内に本要綱に該当する有効な申請をした団体が複数あり、全ての団体に前項に規定する額を交付する予算が確保されていない場合は、補助金の額を調整することとする。

第7 交付申請

補助金の交付を受けようとする交付対象者（当該交付対象者が法人その他の団体である場合は、その代表者を含む。以下同じ。）は、調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約又は会則等（法人の場合は登記事項証明書及び定款）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 配置職員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8 交付又は不交付決定等

市長は、第7の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、

調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付するものとする。

第9 請求等

第8第2項の規定による補助金の交付決定を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金交付請求書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに当該交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込みの方法により補助金を支払うものとする。

第10 変更交付申請等

交付決定者は、第7の規定により申請した事項を変更しようとするときは、調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金変更交付申請書（第4号様式）に当該変更しようとする事項の内容が確認できる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 第8の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定の際の条件について準用する。この場合において、第8第1項中「調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）」とあるのは「調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金変更交付（不交付）決定通知書（第5号様式）」と読み替えるものとする。

第11 実績報告等

交付決定者は、補助金の交付を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき、又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、市長が指定する日までに調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金実績報告書（第6号様式）に市長が指定する書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行ったうえ、当該報告の内容が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した補助条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、調布市生活困窮者自立支援団体活動補助金額確定通知書（第7号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の額が確定された場合において、既に支払われている補助金の額が当該確定された補助金の額を上回るときは、当該上回る額の補助金を返還しなければならない。

第12 交付決定の取消し等

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 実績報告の内容が補助の目的に適合しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を必要と認めるとき。

第13 書類の整備保管

交付決定者は、補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第14 関係法令の順守

補助対象事業の実施に当たっては、各種関係法令を順守しなければならない。

第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。